

入障発第533号

平成29年7月27日

医療機関各位

入間市福祉部障害者支援課長

入間市重度心身障害者医療費の助成（現物給付）に係る事務手続きについて
(依頼)

盛夏の候 貴医療機関におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より当市の障害者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げ
ます。

さて、現在入間市では、重度心身障害者の福祉の増進を図るために、医療機関を受診
した際の医療費（保険診療に係る自己負担分）を助成していますが、平成29年10
月1日より、重度心身障害者医療費の助成方法を現物給付方式に変更することとなり
ました。（別紙1）

これに伴い、各医療機関からの重度心身障害者医療費の請求方法も変更となります。
(別紙2)

お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を願いいたします。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

※変更に係るポスターを同封いたしましたので、掲示していただければ幸いです。

お問い合わせ先

入間市役所 障害者支援課 佐藤・粕谷

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

電話 04-2964-1111 内線 1332・1333

FAX 04-2964-3665

【重度心身障害者医療費受給者証 見本】

入間市国保・社会保険加入者

埼玉県後期高齢者医療加入者

様式第2号(第4条関係)

		社保	国保
(障)		重度心身障害者 医療費受給者証	
公費負担者番号		82110255	
記号番号		1234567	
受 給 者	氏名	入間 太郎	
	住所	入間市豊岡1-1-6-1 障害者支援課	
生年月日		昭和 41年 1月 1日	
保 護 者	氏名	受給者と の親柄	
	住所		
有効期間		平成 99年 12月 31日から 平成 99年 12月 31日まで	
平成 99年 12月 31日 交付			
埼玉県 入間市長			

※(裏面注意事項をお読みください)

医療薬剤師の監査へ

ジェネリック医薬品の処方が可能であれば希望します。

様式第2号(第4条関係)

		社保	国保
(障)		重度心身障害者 医療費受給者証	
公費負担者番号		82110255	
記号番号		1234567	
受 給 者	氏名	入間 太郎	
	住所	入間市豊岡1-1-6-1 障害者支援課	
生年月日		昭和 41年 1月 1日	
保 護 者	氏名	受給者と の親柄	
	住所		
有効期間		平成 99年 12月 31日から 平成 99年 12月 31日まで	
平成 99年 12月 31日 交付			
埼玉県 入間市長			

※(裏面注意事項をお読みください)

医療薬剤師の監査へ

ジェネリック医薬品の処方が可能であれば希望します。

精神障害者保健福祉手帳1級

様式第2号の2(第4条関係)

		社保	国保
(障)		重度心身障害者 医療費受給者証	
公費負担者番号		82110255	
記号番号		1234567	
受 給 者	氏名	入間 太郎	
	住所	入間市豊岡1-1-6-1 障害者支援課	
生年月日		昭和 41年 1月 1日	
保 護 者	氏名	受給者と の親柄	
	住所		
有効期間		平成 99年 12月 31日から 平成 99年 12月 31日まで	
平成 99年 12月 31日 交付			
埼玉県 入間市長			

※(裏面注意事項をお読みください)

医療薬剤師の監査へ

ジェネリック医薬品の処方が可能であれば希望します。

【入間市重度心身障害者医療費の助成方法の変更について】

平成29年10月1日より、重度心身障害者医療費の助成方法が以下の通り変更となります。

つきましては、同封の「入間市重度心身障害者医療費の請求方法について」をご覧いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

助成方法

平成29年10月1日以降《現物給付方式》

医療機関 医療保険	市内医療機関
入間市国保	窓口負担なし
社会保険	窓口負担なし(21,000円未満)
埼玉県 後期高齢者医療	窓口負担なし

【入間市重度心身障害者医療費の請求方法について】

平成29年10月1日以降に受診した重度心身障害者医療費助成対象者の医療費（保険診療に係る自己負担分）を、以下のとおり診療報酬請求明細書（レセプト）にてご請求ください。また、必ず健康保険証などと一緒に重度心身障害者医療費受給者証の提示を受け、受給者であるか確認をお願いいたします。

【重度心身障害者医療費の公費負担者番号】

82.11.025.5

※別添重度心身障害者医療費受給者証見本参照



以下の場合は診療報酬請求明細書（レセプト）による請求ができませんので、受給者本人に医療費を請求していただき、受給者には障害者支援課またはご加入の健康保険組合に医療費等の申請をするようご案内いただきたくお願いいたします。

①1か月の医療費（保険診療に係る自己負担分）の合計が21,000円以上となった場合（社会保険の方のみ）

※月の途中で医療費（保険診療に係る自己負担分）の合計が21,000円以上となつた場合も同様です。その場合は月の初めに遡って受給者本人に医療費を請求してください。

②入院時の食事療養標準負担額

③特定疾病療養受療証が適用となる（団扱い）薬代（社会保険の方のみ）

※①・②→障害者支援課に請求する。

③→健康保険組合に請求する。